

令和4年度

関東農政局土地改良技術事務所庁舎外壁劣化状況調査業務

特別仕様書

関東農政局土地改良技術事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、関東農政局土地改良技術事務所の庁舎外壁の劣化状況を調査するものである。

(業務内容)

第1-3条

1. 近接目視調査
2. 外壁調査
  - (1) コンクリートはつり作業
  - (2) 鉄筋調査
  - (3) 中性化調査
  - (4) はつり部埋戻し
3. データ整理及び損傷図作成

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有するものとする。
3. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者については、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、次のいずれかの資格を有する者、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年、短大・高専卒23年、高校卒28年以上相当の能力と経験を有する者)とする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術 監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学・工学	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—
農業土木技術管理士	—	—
農業水利施設機能総合診断士	—	—

(担当技術者)  
第1-6条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(技術者情報の登録)  
第1-7条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務設計の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)  
第1-8条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件  
(適用する図書)  
第2-1条

本業務で使用する参考図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

名称	発行所	制定(改正)年月
農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)[ポンプ場編]	—	平成30年3月

(貸与資料)  
第2-2条

貸与資料は、次のとおりである

名称	発行所	制定(改正)年月
庁舎図面	—	—

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)  
第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

1. 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、

<p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(作業の留意点) 第3-2条</p> <p>(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-3条</p>	<p>監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>業務の実施に当たって特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査に必要となる機器等については、受注者で用意すること。</li> <li>2. コンクリートはつり作業等については、錆汁が見られるクラックでの実施を想定しており、具体の箇所は監督職員と打合せにより決定するものとする。なお、高所のクラックはトラック架装リフトを使用することとしており、トラック架装リフトは受注者で用意すること。</li> <li>3. 庁舎東側（道路側（長辺方向））については、上記2の作業は想定しておらず、近接目視できない部分は、デジタルカメラ等の機器を用いて作業すること。</li> <li>4. トラック架装リフトを用いる際、安全帯を着用するなど作業員の安全確保に努めるとともに、コンクリートはつり作業の際、コンクリート片の落下が想定されるため、地上部分の人の立ち入りを禁止するとともに、必要に応じて養生を行うものとする。養生の内容等については監督職員と協議することとする。</li> <li>5. コンクリートはつり部埋戻しに使用する補修材については、監督職員の承諾を得るものとする。</li> </ol> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用する機器・ソフトウェア       <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryp_trec.go.jp/list.html">https://www.cryp_trec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> </li> <li>2. 機器等の導入       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</li> <li>(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</li> </ol> </li> <li>3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととす</li> </ol> </li> </ol>
---	--

	<p>る。</p> <p>(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4. 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5. 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>
<p>第4章 打合せ （打合せ） 第4-1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
<p>第5章 成果物 （成果物） 第5-1条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1. 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体により別途1部を提出するものとする。</p> <p>2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p>

<p>(成果物の提出先) 第5-2条</p> <p>第6章 業務管理 (情報共有システムの 業務) 第6-1条</p> <p>第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条</p> <p>第8章 定めなき事 項 (定めなき事項) 第8-1条</p>	<p>なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 〒332-0026 埼玉県川口市南町2-5-3 関東農政局土地改良技術事務所</p> <p>1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2. 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」によるものとする。 掲載場所：農林水産省ウェブページ 「工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について」 <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf</a> 3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 2. 第3章に示す「業務内容及び数量」等に変更が生じた場合。 3. 第4章に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 4. 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合。 5. 履行期間の変更が生じた場合。 6. その他</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>
--	--

別紙1 作業項目内訳表

作業項目	内容	数量
1 業務準備	調査対象施設の現況を調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	1 式
2 現地踏査	遠隔目視により劣化箇所の特特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、調査地点、調査項目等を選定、検討する。	1 式
3 近接目視	目視や簡易な機器による計測等を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。	1 式
4 コンクリートは つり作業及びは つり部埋戻し	はつり位置の特特定のため、鉄筋探査器により鉄筋位置・かぶりの探査を行い、既存構造物の鉄筋等の状況がわかるようにコンクリートをはつる。 「5 鉄筋調査」及び「6 中性化調査」の実施後、はつり部を補修材により埋め戻す。	3 箇所
5 鉄筋調査	はつり部において、鉄筋のかぶり・腐食状況等を目視にて調査する。	3 箇所
6 中性化調査	はつり部において、試薬を用いて発色観測を行い、中性化深度の調査を行う。	3 箇所
7 データ整理及び 損傷図作成	「3 近接目視」から「6 中性化調査」までのデータ整理及び損傷図を作成する。 損傷図については、代表的な劣化箇所や定点観測が必要な箇所で作成する。	1 式
8 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	1 式